

# 『吉田藩江戸日記』石灯籠図を読み解く

『吉田藩江戸日記』（豊橋市教育委員会）が公刊されています。

この史料の中に寛永寺の有徳院（吉宗）靈廟（常憲院廟に合祀）に献納された石灯籠の図（以下「石灯籠図」）が描かれています。また絵図に前後するよう二十六項目に亘るメモが書き込まれています。各藩に残された石灯籠の記録としては、弘前市立図書館が所蔵している石灯籠関係史料が有り、仕様が書き残されていますが、残念ながら灯籠絵図は残されていません。

石灯籠絵図としては東京都立中央図書館が所蔵している「木子文庫」に大工棟梁甲良家由来の石灯籠の全体図が残されており、その中には要所の部分寸法が書き込まれています。しかしこの図面には部材の名称は記載されて居らず、絵図と仕様書の記録を整合させるのに困難がありました。

『吉田藩江戸日記』の石灯籠図は、灯籠を靈廟内に献納した日の記録の中に残されており、見分した藩邸役人がメモを元に書き記した物と思われます。実は肝心なのはこの灯籠の実物が（二基献納した内の一基）千葉県君津市の神野寺に残されていることです。

（剥離欠落）

東叡山

有徳院殿 尊前

寛延四辛未年六月二十日

参河國吉田城主

従五位下伊豆守源姓松平復信

残念ながら碑文の一部は欠落していますが上の様に読むことが出来ます。

「石灯籠図」に記録された銘文とは

「参河國吉田城主」が「三河國吉田城主」となっているだけで、違いがありません。

増上寺の流失灯籠の場合には、一度西武園の地へ運び出され積み上げられた後個々に運び出されたので、パーツの組違いが多々見られます。しかし、寛永寺から流失した灯籠は一基つつ運び出された様で、パーツの組違いが少ないことがあげられます。（但し神野寺には寛永寺由来の灯籠が二十基ありますので、多少は割り引いて考える必要があります。）

つまり『吉田藩江戸日記』に書き込まれたメモを現物と比べてみることで、可なりの部分を読み解く事が出来る事になります。

今回この稿を起こすに当たって神野寺を再訪し、各部の写真と主要部の寸法を採取してきました。（残念ながら笠石の上部の方は計測できませんでした）多少読み違いもありましたが、かなり満足する結果が出ました。

1 石灯籠の部材名称  
今更のようですが、石灯籠を構成する部材について書き出してみます。

厳有院様御佛前江延宝

九年五月八日津輕越中守

石燈籠一基献上仕立之覺

一惣高九尺三寸八分

外二地盤石七寸七分

一**宝珠露盤**高壹尺三寸九分

一同差渡壹尺壹寸八分

一**笠石**高壹尺三寸三分

一同檜葺手差渡四尺式寸

一**笠石**

上二御紋六つ金むく  
檜廻り唐草

一**火袋**高さ壹尺四寸式分

一同六角差渡式尺

右六角之内

正面 戸 めつきから草  
中二御紋

正面左右窓 月めつき金物

後 窓 金物なし

後左右 窓なし 御紋一宛請彫

一**請鉢**高九寸式分

一同差渡三尺七分

櫓上唐草下花彫

一**丸柱**高式尺八寸式分

一同差渡壹尺八寸五分

一**花石**高壹尺三寸

一同差渡三尺九寸

一**地盤石**高七寸七分

一同差渡五尺三寸

三月晦日

以上

これは弘前藩が厳有院（家綱）廟に灯籠を献納した際の仕様書です。ここに記載されている部材名は

- ①宝珠露盤
- ②笠石
- ③火袋
- ④請体
- ⑤丸柱
- ⑥花石
- ⑦地盤石

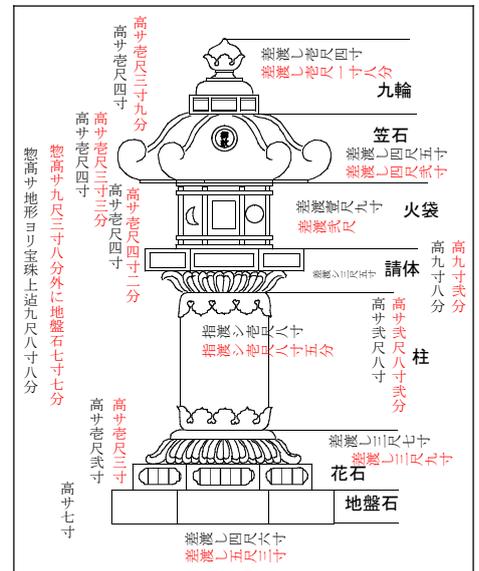
の七項目です。これを国立国会図書館が所蔵する江戸時代書写の『石灯籠鳥居寸法』（同館デジタルコレクション）に記載された灯籠各型の部材名と比較してみます。

利休大型	地輪	柱	請体	火袋	笠	九輪
織部形	地輪	柱	請体	火袋	笠	九輪
般若堂	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
翁形	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
春日形	地輪	柱	請体	火袋	笠	九輪
三月堂	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
新家	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
はらい戸	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
嵯峨太秦	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪
遠州形	地輪	柱	中台	火袋	笠	九輪

織部形には地輪の部分が、遠州形には中台（請体）の部分がありませんのでここで紹介されている十種類の石灯籠の部材名称は地輪、柱、請体（中台）火袋、笠、九輪で、それぞれに添えられた図面から、地輪は花石のこと、九輪は宝珠を指していることが判ります。

注目するのは、今日「棹石」と呼ばれている部材は全て「柱」と表記されていますし、「中台」と呼ばれている部分は「請体」と呼ばれることです。この認識を元に「木子文庫」所蔵の石燈籠図（以下「木子文庫図」）に部材の名称を書き込んだものを提示してみます。赤字は先に提示した弘前藩の文書記録に示された寸法です。

ここで表記した部材の名称は、次に見るように『吉田藩江戸日記』に記載された名称とほぼ合致しています。



僅か二例ですが、かけ離れた地域にある藩邸記録に同様の名称で書き残されていることを考えると、此の時代石灯籠を製作した江戸の石屋の中では、部材名称はほぼこの様に呼び習わしていたと考えて差し支えないと思います。

## 2. 『吉田藩江戸日記』石燈籠図を読む

さていよいよここから『吉田藩江戸日記』石灯籠図とその寸法メモを読み解いていきたいと思えます。最初に書かれているのが石灯籠の総高さや石の種類です。

惣高サ地形より九尺八寸八分 伊豆小松原

「惣高サ」は「木子文庫図」に記載された寸法と合致します。「伊豆小松原」は石の産地を表していると考えられますが、「小松原」という石丁場は記録に見えませんが、「小松石」の書き違えかと思えます。この後に火袋の中に入れる金物の記述が続きますが、ここでは火袋の項で纏めて考えてみることにします。



石灯籠図の後に二五項目の寸法メモが続きます。一応上の九輪から下の地盤石まで順に書き留めています。再び上に戻って順に記録していくという形を繰り返しています。



神野寺松平信復灯籠

これを九輪、笠石、火袋、請体、柱、花石、地盤石の順に分けて纏めてみました。番号は本来の記載順です。神野寺に現存する石灯籠の写真を見ながら順に考えていく

ことにします。

最初に分類していく中でキーとなった言葉について説明をしてみます。「のき」という言葉が何カ所かで使われていますが⑨と⑳で使われている「のき」は我々が普通に使う「軒」という言葉とは違い、平面になっている横側面を言う様です。「のき」という読みを持つ漢字で「櫓」が有り、「櫓」は連子のことで窓に付けられる格子を意味しています。

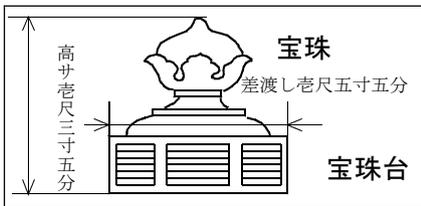
もう一つが「ころばし」という言葉です。一般の用語には無いのですが、建築用語では「水平に使った部材を転ばし」と言うそうです。修羅を使って重い石材を曳く時に下に敷く丸太も「ころばし」と呼びます。ここでは⑪と⑳に使われています。

順に説明していきます。

### 九輪

- ① 九輪角方指渡シ壱尺五寸五分
- ⑤ 高サ宝珠迄壱尺三寸五分
- ⑪ 升之内ころばし横しつめ六ツ程
- ⑮ 花六枚

①、⑤が直接「九輪」、「宝珠」という言葉に触れていないので、宝珠台から宝珠までの部分を指していることは間違いないです。「九輪」と言うとき五重塔の露盤の上に載る九つの輪状の装飾を思い浮かべますが、『石灯籠鳥居寸法』の中でも笠石の上に載る宝珠を含めた装飾を九輪としていますが、ここでもそれに従いません。「木子文庫図」が示す寸法と比べても大きな違いはありません。



問題は⑮の「花六枚」です。宝珠の下に有る花は通常「請花」と言われていますが、この「請花」「返り花」というのは花弁の状態を指している言葉で、必ずしも部材の名称を言うのでは無いかと思います。写真では判りづらいのですが、この宝珠下部の花の枚数は六枚で、灯籠図の中に六枚の花弁を描いている部分は他にないので、この部分の状態をメソして居るのだと思います。

⑪の「升之内ころばし」は宝珠台の升の内を丸太状に六段くらいに仕切っていますので、この状態を指す物と思います。

### 笠石

- ② 笠石角差渡□尺四寸五分
- ⑥ のきわらび手之きわ二而五寸三分のき中二而三寸八分
- ⑩ わらび手出五寸五分せい壱尺五分
- ⑫ たるき中四本角共二六本
- ⑳ のきうらたるきはなせり壱寸

笠石の差渡しは「木子文庫図」で四尺五寸、弘前藩史料で四尺三寸ですから、□の部分には四で四尺四寸五分と考えて良いでしょう。

判りずらかったのは「のきわらび手之きわ」と「のき中」の寸法です。

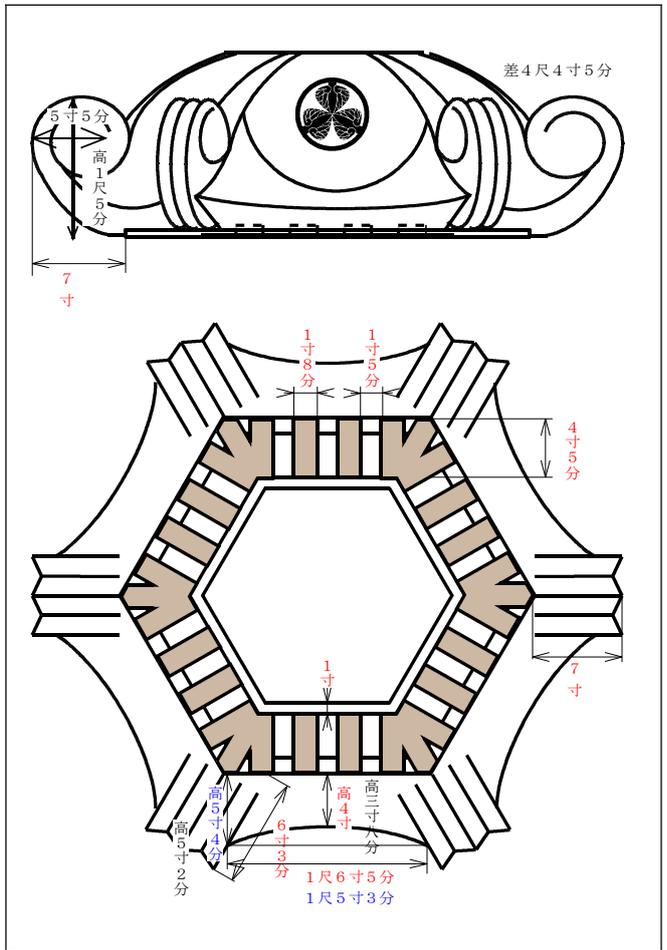
『石灯籠鳥居寸法』の笠の部分の寸法図では、笠の「軒」の部分に二つに分けて軒裏の部分と、軒の反り返った部分の寸法を示していますので、「軒」の反り返った部分の内一番葺手に近い部分の寸法と、中央部分の寸法を示しているものと考えられます。実際の計測値では軒中で四寸、軒の葺手の際の寸法が六寸三分。但しこれは葺手に添った斜めの部分を測っていますので、計算では五寸四分となりますので、ほぼ「石灯



笠石



九輪



籠図」と一致します。

「軒の裏垂木」は図に薄茶色で示している部分ですが、写真でも判るとおり軒の蕨手で区画された部分の中に四本、蕨手の延長となる角の部分に二本有りますので、総計三〇本刻み込まれています。

「のきうらたるきはなせり壺寸」のうち「はなせり」の部分は良く分かります。垂木の幅は実測値で一丈八分、垂木と垂木の間は一丈五分です。垂木の先端小口部分を「鼻」と言いますので、「のきうらたるきはなせり」は「軒裏垂木鼻せり」で、垂木小口部分の高さを言うのかも知れません。高さの実測値はありません。

蕨手の高さとは軒から出ている部分の長さも『石灯笼鳥居寸法』の中で注記している項目ですが横幅については、蕨手の横幅自体を表記している場合も有ります。作図してみました。「五寸五分」とすると、実際の物と比べて小さくなり、高さとのバランスも悪くなります。計測では軒裏の垂木の先から蕨手の先迄が七寸ですので、笠上の軒からせり出している部分と考える方がよいと思われる。

参考までに埼玉県の大滝村の資材置き場に放置されている増上寺の石灯笼の笠石の写真を見て頂きたいと思えます。見にくいかも知れませんが、蕨手



埼玉県大滝村の笠石

は見つけられませんでした。

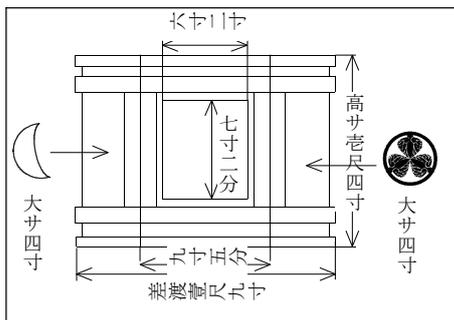
### 火袋

- ③ 火袋角方差渡し壺尺九寸
- ⑦ 六角共二なげし有
- ⑧ 高サ壺尺四寸
- ⑬ 口たて七寸式分横六寸式分、但上下二重ふち共壺寸六分四角割
- ⑰ 御紋月日共二うけ申候事
- ⑳ 御紋日月大サ四寸

火袋の高さ、差渡しの寸法は「木子文庫図」の示す寸法通りです。火口に関しては「木子文庫図」には記述が有りません。一方弘前藩の記録では「火袋之仕様を図面上に表すのはは中々難しかったのだろうと思えます。

火口の大きさは「たて七寸式分横六寸式分」と有りますのでそれを元に作図したのが右の図です。葵紋、日月の意匠はそれぞれ四寸の大きさとしています。実測値も四寸です。

「御紋月日共二うけ申候事」と書いていますが、ここで「うけ」とは弘前藩の史料にも「御紋一宛請彫」としてありますので「請彫」つまり浮彫りのこととなります。



の一つが完全に欠けています。しかも笠石の本体からは綺麗に切り取られているように見えます。切り取られた部分の中央には、ほぞ穴のようなものが穿たれています。最初この様に加工する物かと思いましたが、他の灯笼の蕨手は笠石本体と一体で加工されていますので、これは地震などで倒壊した石灯笼を補修する際に、破損した蕨手部分だけを削り取り、新たに蕨手を作成して本体にはめ込んだ物と思われる。残念ながら外れた蕨手の残欠

## 火袋の中の金物

火袋之内江入候金物之事、火袋口扉入子前後打貫ニシテとひら巻枚、めつき金物ぼたんから草右之内江仕込、後ノ方式枚とびら内ひらき

火袋の中の金物について考える時にまず冒頭の弘前藩の仕様書を見て頂きたいと思います。ここでは火袋の全体の大きさを

一火袋高さ巻尺四寸式分 一同六角差渡式尺

と示した後に「右六角之内」として以下の詳細を記載しています。

正面 戸めつきから草中ニ御紋

正面左右窓日月めつき金物

後 窓 金物なし

後左右 窓なし 御紋一宛請彫

この記述を元に火袋を上面から見た図を書いてみます。これだけでは金物の各パーツがどの様に火袋の中に収まっているのか見当が付きません。

当初この弘前藩の巖有院廟への献納灯籠と吉田藩の有徳院廟への献納灯籠とは火袋の形式は同じ物と考えてみましたが、『吉田藩江戸日記』のこの灯籠絵図に続く記述に仕様の変更を窺わせる物がありました。少し長くなりますが全体を引用してみます。

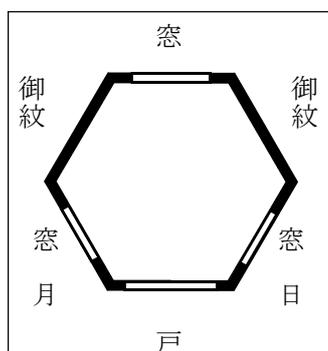
同廿三日晴（宝暦二年）

一上野東漸院役より廻状之趣、御留守居共写之書付添出之、左之通

常憲院様  
有徳院様

東漸院役僧  
妙観坊

御霊屋江献上被置候銅灯籠風鈴并石灯籠金蓋相は  
つし候様、昨日廻状を以申上候処、又々承候、



石灯籠金蓋者御はつし被成候とも又者被差置候  
共御勝手次第と申御事二候、昨日廻状少々間違候  
間、右之段申上候  
五月廿一日

右之通申越候二付、承合候処、其俣御差置候御並  
御座候、此方様二茂、其俣被差置、以後火袋粉失仕  
候歟損シ候ハ、其節金蓋新規ニ被仰付候得者相  
済申候、先年者金蓋ゆへ取はつし、御宿坊預り申  
候旨、今度者火袋ニ而就御座候、御役人様かた江御  
届申職人・人足等入レ、笠石引上ケはつし申候事  
ゆえ難仕儀御座候上、無益之御入用か、り、申候  
間、其俣被差置、右之趣ニ而可然奉存候  
五月廿三日

岡本十左衛門  
穂積喜左衛門

この廻状に先立ち、上野東漸院役僧から常憲院・有徳院靈廟へ近日中に「御勝手次第御参詣被成候様ニ」との通達が有るので、その前に「両御霊屋江被献納銅御灯籠風鈴并石灯籠金蓋」を外し取って欲しいとの廻状が来ます。

ここに掲げた廻状の写しは、この先行の廻状の訂正文になります。「勝手次第」とは言っても、実際には大名や旗本の参詣が許されるので、銅灯籠の風鈴や石灯籠の火袋に付いている金蓋を外し取って宿坊へ預けて欲しいとの廻状ですが、それだけ盗難や毀損が有ったと言うことでしょうか？ いずれにしても以前は、石灯籠の金蓋が簡単に取り外せる構造で有ったという事になります。

訂正した廻状では「今度者火袋ニ而就御座候」つまり金蓋が火袋に付いているので、わざわざ役人に届け出て職人に依頼し笠石を取り外して金蓋を取り外すのは難儀だし、お金も掛かるので必要はないのではないか、と書いています。

この記事により火袋の口扉が火袋の中に入り状に仕込まれて居ることが判ります。つまり、常憲院靈廟の灯籠と、有徳院靈廟の灯籠とは火袋に付いている扉の取り付け方が違って居るのです。

もう一つ違って居るのは弘前藩では「御紋」については「一宛請彫」と同時に「日月」に就いては「正面左右窓日月めつき金物」としてあります。

これに対して吉田藩の記録では「御紋日月共ニうけ申候事」としており、御紋だけで無く「日月」までも浮き彫りにしています。



(左)弘前藩蔵有院灯笼火袋 (右)松平信復有章院灯笼火袋

柱の銘に金箔を入れていることは、時代の下った文恭院の石灯笼が地震で損壊した後修復の際に金箔を差直した記録が残っていますので、間違いが無いと思います。(岡山大学図書館蔵「池田家文庫」上野俊明院様・文恭院様 献備御燈籠御修復仕様代金書付)

**請体**

- ⑰ 請体角方指渡シ三尺三寸高サ九寸八分
- ⑱ のき六角ノ内二ほとん唐草
- ⑲ のき高サ五寸式分
- ⑳ 花さき壹寸三分
- ㉑ 角ふち壹寸四分、上下之側壹寸式分

寸法に関しては、差渡し寸法が「木子文庫図」の三尺五寸に対して、三尺三寸ですが、高さは九寸八分で合致します。

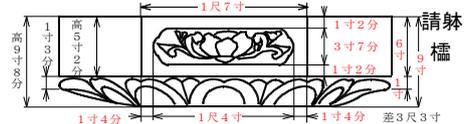
実際に神野寺の灯笼の火袋を見ても、火口正面左右が日月、背面左右が御紋になっています。弘前藩の蔵有院の献納灯笼は見つかっていませんので、代わりに弘前藩が寛永寺大猷院霊廟へ献納した灯笼の火袋写真を掲げておきます。

弘前藩の史料によればこの日月型の部分に「めつき金物」がはめ込まれていたことになり、もう一つ気になるのは、「灯笼絵図」の御紋の部分に書き込まれた「此所後日」という書き込みです。石灯笼をすっかり仕立て終わった後に御紋を刻みつけると言った細かい作業を残すとは思われません。これは私の推測ですが御紋や銘文への金箔押し作業では無いでしょうか。

ここでの「のき」は「櫛」のことです。「のき六角」は、現物を見ますと六面有る「櫛」の全ての面に牡丹唐草が彫り込まれていますので、その事を言うのでしょうか？



請体連子牡丹唐草



実測でも連子窓の縁から角までが壹寸四分、上下の縁の部分が壹寸式分の幅を持っています。「のき高サ五寸式分」としますが実測では六寸です。請体の高さは九寸八分、従って花の部分は四寸六分という事になります。実測では櫛が六寸請体の高さが九寸となり、花の高さは三寸になります。花先は一寸三分、実測で一寸になります。

**柱**

- ⑳ 石丸差渡し壹尺八寸長サ式尺八寸、上下さかわ八枚二重京口壹尺六寸

メモでは「石」としていますが、寸法は差渡し、長サ共に「木子文庫図」の柱の数値と一致しますので、この記述は「柱石」を指していると考えて良いでしょう。



柱石

さて「さかわ」です。「上下さかわ」と有りますから「柱」の上下部分の意匠で有ることが判ります。さて「さかわ」とは何でしょうか？『広辞苑』では「さかわ」は「逆輪」または「逆鰐口」として「槍・小刀などの柄を包む金物」としてありますが、余り

イメージが湧きません。伊勢貞丈が表した『貞丈雜記』に【さかわの事】という項目があります。

一【さかわの事】さかわの事。小刀の柄・墨の柄その外の器にも「さかわ」という金物をかくるなり。その形  かくの如くなり。さかわというは「さかわにぐち」という事を略したる詞なり。右のかな物の形、わにと云う物のくちを開きたるに似たる故の名なり。

(東洋文庫「貞丈雜記二」)

参考に加が添えられているので納得できました。植物の葉を象っているのかと思いましたが、ワニの口でした。鰐口クリップを横から見ると、形が良く似ています。確かに「柱」のグルリに八枚二重襲に描かれています。弘前藩の史料にもこの「さかわ」を上下に描いた図柄だけの絵図が残されています。

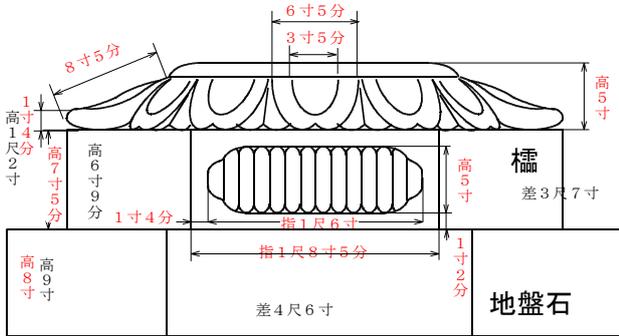
## 花石

- ⑲ 外壱尺式寸高サ三寸花先迄九寸四分
- ⑳ 升の京口のかめはら差渡シ壹尺六寸
- ㉕ 花石角方差渡シ三尺七寸高壱尺式寸、のき六寸九分、小ゑんかた内ころばし拾四本

花石の差渡しと高さは「木子文庫図」の通りです。

ここでも「のき」は「櫛」のことです。連子窓の左右肩の部分は小円の繋ぎで処理していません。そこに「ころばし」が縦に十四本並んだ形になっています。

「かめはら」は亀腹のことで、石材加工の中で石の角を丸めていく技法が有るようですが、ここでは「柱」を「花石」に固定する際に漆喰を使って丸く盛り上げていく技法を言うようです。但し現物ではこの亀腹の部分は殆ど見られず、花石の上そのまま柱が載っているように見えます。その為か蓮葉の元の部分と柱の間が二寸五分ほど平面として残されているように見えます。「柱」の上下には「柄(ほぞ)」が出ていて「請体」、「花石」に穿たれ



た「ほぞ穴」にはめ込んで固定しています。「差渡し一尺六寸」というのは「柱」の「差渡し一尺八寸」よりは絞っている形ですので、「京口」という言葉もそれに関連した言葉でしょうか。

⑲の項目も判りづらいのですが、「花先迄九寸四分」と書いていますので、花石の記述であるのは間違いないと思います。花石の「櫛」を除いた上の部分は平たい円錐台になっていますので計測しづらいのですが、柱の際から一尺、蓮華の葉の元部から花先迄が八寸五分有りました。微妙にずれていますが、この蓮華座の部分を指していると思います。

## 地盤石

- ⑩ 鋪の座角方差渡し六寸高九寸、内式寸八根入地形上方七寸無地わたし

ここで差渡し六寸というのは、「木子文庫図」に有る四尺六寸から考えて写し間違いと思われれます。「木子文庫図」での高さは地面からの高さを示しているもので、地形上方七寸という寸法も合致します。弘前藩の記録には「惣高地盤上より宝珠迄九尺壱寸八分外二地盤石砂利上八寸」と有りまして、地盤石の回りには砂利を敷き詰めたと思われれます。

『吉田藩江戸日記』のこの石燈籠図の前の記事には、石屋が靈廟の作業場内に持ち込んだ資材の目録がありますが、その中にも「砂利 四荷」と有りますので、「高九寸、内式寸八根入地形上方七寸」の記述も、地盤石を据え付けその回りに高さ二寸ほど砂利を盛った計算になります。

神野寺では八寸の高さが有りまして。幾らか地盤の中に入っているのかも知れません。

弘前藩の別の記録では「地盤 指渡 四尺八寸式枚二而切合」とあり実物も六角形の石を半分に切った大きさの石を、現場で敷合わせて六角の形にしているの、「わたしき」というのはその作業に拘わる言葉



花石・地盤石

なのかもしれません。

### 石切丁場からの切出し石の大きさ

高木浅雄氏が『沼津市博物館紀要13』に掲載した「戸田村の石切文書」の中に天保十二年に文恭院（家齊）の霊廟へ献納する石灯籠を公儀御用として切り出した際の記録が収められています。

その中に切り出す石灯籠の部位毎の寸法が掲載されていますので以下に引いておきます。

灯籠石寸法	
下段	式枚合 大サ 四尺七寸 厚サ 壹尺三寸
上段	壹枚 大サ 三尺八寸四方 厚サ 壹尺四寸
竿	壹本 長サ 三尺五寸 大サ 式尺貳寸
受	壹本 大サ 三尺三寸四方 厚サ 壹尺二寸
火袋	壹ツ 大サ 式尺一寸六角 厚サ 壹尺六寸
笠	大サ 四尺九寸 厚サ 壹尺八寸
宝珠	長 壹尺八寸 大サ 壹尺七寸

この時に戸田村の内匠山新切開丁場から切り出した灯籠石は五十本。元請け人は江戸鉄砲州明石町の日野屋仁兵衛で、戸田で元請けしたのが丁場預り人の勝呂弥三兵衛ということになります。

付図には「吉田藩江戸日記」の記録と鹿野山神野寺の石灯籠の実測記録を元に作成した石灯籠図を載せておきましたが、その中で赤枠で示した部分が切出し石の大きさです。請体の差し渡し寸法が他の記録の数値と一致してしましますが、「大サ 三尺三寸四方」とありますので六角形の対角線の長さになり、何とか無理なく成形できる大きさになっています。その他の部位の切出し石の大きさは、実測記録に無理なく収まる大きさであることが判ります。

「戸田村の石切文書」には灯籠石の切り出し費用等の記録も掲載されていますが、これは又別に検討してみたいと思います。

### 最後に

弘前藩の仕様書、三河吉田藩の石灯籠図と寸法記録、それに「木子文庫」の石灯籠絵図を元に石灯籠を確認してきました。しかし同時にこれだけの仕様書・図面だけでは、細部まで灯籠を作り上げることが出来ないことも判り

ました。弘前藩も幕府の石工棟梁で有った亀岡石見に何度も仕様の詳細を確認しています。また有徳院の際には石問屋の伊豆屋与兵衛が伊豆から七十七基分の灯籠石を切り出した事が判っています。（吉原健一郎「江戸の石問屋仲間」三浦古文化第三一号）

各藩が嗜好を凝らした日光大猷院霊廟への献納灯籠とは違い、整一の石灯籠の献納を求めた厳有院以降では、石灯籠の製作事情に精通した石問屋が一手に請け負ったものと思われます。石問屋や石工達が中世以来培ってきた技能と知識の蓄積が無ければ灯籠の製作は不可能で有ったと思われます。

この考察では「京口」、「はなせり」、「わたしき」等幾つかの言葉の意味を示すことが出来ませんでした。専門の方からご助言を頂ければ幸いです。

(2022.10.9)